

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：コートジボワール国アビジャン・スマートシティ  
構想のためのインフラ基盤整備にかかる情報収  
集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00512

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月30日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年8月30日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コートジボワール国アビジャン・スマートシティ構想のためのインフラ基盤整備にかかる情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。

(全費目課税)

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月～2024年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp](mailto:Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

## コートジボワール事務所

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 9月 5日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 9月 12日 12時
3	質問への回答 9月6日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 9月 11日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年 9月 15日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 9月 22日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 10月 5日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者  
とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に  
規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認  
することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成  
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社  
の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約  
は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の  
公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・  
見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼くだ  
さい（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022  
年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1  
日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022  
年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）  
については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間  
終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛  
CC：担当メールアドレス

### 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### (2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダ に格納せず、パスワードを設定した PDF ファイル とし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

#### 1) プロポーザル・見積書

#### 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしません。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

#### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝100点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点



ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「コートジボワール国アビジャン・スマートシティ構想のためのインフラ基盤整備にかかる情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」という。）は、西アフリカのギニア湾岸に位置し、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）の約4割の経済規模を占め、地域を牽引する中核的な国である。同国の中心都市である大アビジャン圏（以下、「アビジャン」という。）には、全人口の20%以上、国全体の経済活動の約80%が集中しており、隣国であるブルキナファソの首都ワガドゥグにつながる Abidjan-Ouagadougou 回廊と、ナイジェリア最大の都市ラゴスにつながる Abidjan-Lagos 回廊の結節点となっている。

アビジャンでは、経済発展による急速な都市化、人口増加に伴い、交通量が急速に増加しており、深刻な渋滞が発生している。なお、市内では、交差点が起因と考えられる渋滞現象が散見されており、交差点の改良と併せて、既存の信号の機能面、視認性の面での改良が必要となっている。JICAは「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト（SDUGA）」にてアビジャンの都市交通マスタープランを策定し、「大アビジャン圏都市開発マスタープラン実施促進プロジェクト（SDUGA2）」の活動の1つとして、同交通マスタープランの改訂を行っている。SDUGAの中で、51件の優先プロジェクトが提案され、2021年時点で21件の建設が開始されている。今後、世銀の支援によるBRT東西線整備、フランスの支援によるLRT南北線整備（どちらもSDUGAで提案）等、大量輸送機関の導入が予定されており、これら公共交通の利用促進も課題となる。

今後も増大し続ける交通需要に対応するためには、インフラの整備だけではなく、スマート技術を活用した交通渋滞緩和・異なる交通モード間のデータ連携による公共交通へのモーダルシフトの加速化が必要である。

かかる状況を踏まえ、コートジボワール政府は、「国家開発計画 2021-2025」の中で、道路部門の活動に関するデータの自動化と集中化、及び高度道路交通システム (ITS) の実施の加速を課題として明記している。また、アビジャンの都市交通を所掌する都市交通機構 (AMUGA) の最新のロードマップ 2023-2025 の中でも、都市交通のモニタリングのためのデータセンターの構築・交通データの利活用、及び ITS の導入が掲げられている。これらの計画の実現のため、運輸省と AMUGA は、「ITS National Project」を実施し、市内及び都市間道路にカメラを設置し、交通量・車両の速度・事象の検知を行い、データセンターを構築することを検討している。また、アフリカ開発銀行 (AfDB) が実施するアビジャン都市交通プロジェクト (PTUA) の枠組みの中でも、道路管理庁 (AGEROTUE) を実施機関として 89 箇所の交差点の信号事業を実施予定であり、設置したカメラをもとに AMUGA がマニュアルで信号制御を行うことが予定されている。

交通政策検討のため、日々の交通状況をリアルタイムにモニタリングしつつ、多量のデータを収集・ストックするニーズが高くなっていることを踏まえ、SDUGA2 の中でも、AMUGA とともに、アビジャン市内数か所にカメラを設置し、車種別の交通量を自動で収集するパイロットプロジェクトを実施予定である。また、科学警察が交通事故検知のため数千台のカメラを設置し、政府からの委託を受けた民間企業もスピード違反取締のためのカメラを数百台設置しているが、これらカメラの交通分野への転用についても AMUGA と関連機関の間で検討が進められている。カメラから得られた交通量データに基づきスマート信号を制御することや、携帯電話や車の位置情報データ、公共交通の決済システムのデータ等を活用した交通データ収集・利活用の可能性についても検討することが望まれる。

こうした状況を踏まえて、本調査では、アビジャン都市交通機構 (AMUGA) より支援の要望があったアビジャンのスマート信号 (交差点改良含む) 及び交通データ利用のシステム、及びその発展形として、全ての人に最適なサービスが提供されるような日本型スマートシティの実現を見据えた、幅広いデータシステムについても、今後の有償資金協力を見据えた情報収集を実施する。

### 第3条 調査の目的と範囲

#### (1) 調査の目的

本調査では、全ての人に最適なサービスが提供されるような日本型スマートシティの実現を見据えた、幅広い分野のデータシステム（都市 OS）の全体像・運用にかかるロードマップ・実施体制検討のために必要な情報（他ドナーが行う関連デジタル案件の調査も含む）を収集する。また同データシステムの1要素として、特に AMUGA より支援の要望があった①アビジャンのスマート信号（交差点改良含む）及び②交通データ利活用のシステムについて、他ドナー・企業の同分野での事業の状況を確認し、円借款案件形成に必要な情報を収集し、概念実証の結果も踏まえてロードマップに反映する。さらに、2023年6月にコートジボワールで実施された ITS セミナー（主催：JICA、AMUGA）に参加した企業を中心に、本邦の信号メーカー、及び交通データ収集・利活用の技術を有する企業の関心・参入可能性についての情報収集を行い、関係者の関心を踏まえ、本邦技術を活用した JICA 事業を検討・提案する。

## （2）調査対象地域

### 大アビジャン圏

- SDUGA2 の交差点改良検討地域
- その他、大アビジャン圏全体の交通渋滞発生地域

## （3）先方関係機関

### 1) 監督官庁

- 運輸省（Ministère des Transports: MOT）：AMUGA の監督官庁。
- 機材・道路維持管理省（Ministère de l'Équipement et de l'Entretien Routier: MEER）：AGEROUTE の監督官庁。

### 2) 実施機関

- アビジャン都市交通機構（Autorité de la Mobilité Urbaine dans le Grand-Abidjan: AMUGA）：アビジャンの都市交通、信号制御を所掌。
- 道路管理庁（Agence de Gestion des Routes: AGEROUTE）：道路・信号の建設・維持管理を所掌。

### 3) 関連機関

- アビジャン自治区（District Autonome d'Abidjan: DAA）：アビジャン市の多分野の課題を所掌しており、都市 OS の導入にかかる実施機関の候補。
- 通信・デジタル経済省（Ministère de la Communication et de l'Économie Numérique: MICEN）：デジタル化を担当しており、都市 OS の導入にかかる実

施機関の候補、また民間の携帯電話事業の監督官庁であり、携帯の位置データ活用の際には交渉が必要になる可能性がある。

- 科学警察（Police Scientifique）：交通事故検知のため数千台のカメラをアビジャンに設置。AMUGA と科学警察が同カメラのデータを交通政策に活用できないか検討中。
- 建設都市住宅省（Ministère de la Construction de l'Assainissement et de l'Urbanisme: MCLU）：SDUGA、SDUGA2 のカウンターパートであり、都市計画を所掌。世界銀行支援で都市情報管理システム（SIGFU）を導入しており、本調査で提案する都市 OS と連携することも考えられる。

#### 第4条 調査実施の留意事項

本調査は、調査対象地域において、全ての人に最適なサービスが提供されるような日本型スマートシティの実現を見据えた幅広いデータシステム（都市 OS）について、案件化の可能性を検討するために必要な情報収集、ロードマップの作成、課題分析を行うものである。また、その構成要素の1つとして、AMUGA より支援の要望があったスマート信号（交差点改良含む）及び交通データ利活用システムについて、SDUGA2 の渋滞予測や優先交差点改良箇所の検討状況等も踏まえ、必要な関連情報の整理を行うことで、都市 OS への展開を見据えた JICA 支援策を検討するものである。

同調査及び支援策の検討にあたっては、以下の点を十分考慮すること。

##### （1）都市 OS と交通データ収集・利活用システムの実現に向けたロードマップの作成

本調査を通じて将来目指す姿として、以下①②の2段階を想定している。

- ① 全ての人に最適なサービスが提供されるような日本型スマートシティの実現を見据えた、分野横断型（特に廃棄物処理、保健・医療、物流、社会保障等）のデータ利活用のための都市 OS の構築
- ② ①の構成要素（かつ切り口）としての、交通データ収集・利活用システム（交通データ利活用の方法の1つとして、スマート信号の制御を想定）の構築

このうち、①②の実現に向けて、一貫したロードマップを作成し、ロードマップの各段階と現状の差を踏まえ、各段階の実現に向けた課題を整理し、課題解決のための方策を検討すること。他の開発パートナーが行っている類似の協力の概要、データ基盤・プラットフォームの詳細・導入計画のタイムライン・データの共有状況・フォーマットも踏まえ、各段階で想定される各システムの所有（実施）機関、必要な省庁間の連携・法

整備（データセキュリティ・コンセンサス含む）、必要な機材、ファイナンス（収益化含む）の方法等についても、ロードマップに盛り込むこと。

## （２）都市 OS のイメージ

上記（１）①の日本型スマートシティのための都市 OS については、（１）②の交通データ収集・利活用システムを発展させたものとして、交通データだけではなく、他分野（特に廃棄物処理、保健・医療、物流、社会保障等）のデータも併せて連携基盤に蓄積し、それぞれのデータを関連付けることで付加価値を生み出すことを現時点での方針案とする。なおここでは、JICA「全世界 スマートシティアプローチの適用性に係る情報収集・確認調査」で定義された Sector-Based Approach Type のスマートシティを想定している。都市 OS については、短期的な実現可能性のみを追求するのではなく、日本・海外の事例も踏まえた、魅力的な将来像を先方政府に提案することが求められる<sup>2</sup>。また、世界銀行が導入した都市情報管理システム（SIGFU）との連携も検討する。

- 交通データのオープンデータ化による商用活用（商圈分析/位置情報広告/駅周辺開発への活用等）
- 天候データと交通データの組み合わせによる防災政策への活用
- 廃棄物データと交通データの組み合わせによる廃棄物収集経路の最適化
- 国民 ID との関連付けによる行政手続きの効率化
- プラトニー（大アビジャン圏のコミュニティの 1 つ）で進んでいる都市の 3D モデル化との連携（デジタルツインの構築）
- 救急車等の移動経路最適化

## （３）交通データ収集・利活用システムのイメージと概念実証 (Proof of Concept: PoC)

上記（１）②交通データ収集・利活用システムについては、SDUAG2 のパイロットプロジェクトで実証を予定しているカメラによる車種別の交通量のデータ収集・分析システムに、下記のような機能を有すシステムを付加することを想定している（機能は下記全てを含める必要はなく、また下記に限らない）。早い段階での案件化の可能性を見据え、交通データ収集・利活用システムの機能・構成については、先方政府の要望、他事業の動向、現地調査で精緻化された課題を踏まえて、具体的に検討することとする。特に、先方政府に持続的に使用されるシステムとするためには、システム利用による具体的なメリット（交通渋滞緩和、公共交通の利用促進、温室効果ガス排出削減、交

<sup>2</sup> 都市 OS の将来像検討にあたって参照する国内外のスマートシティの事例について、アビジャンの文脈でどの事例のどの部分を参照するか、現時点の想定をプロポーザルで提案すること。

通政策の検討コスト削減等)の創出、及び先方機関の組織的なコミットメントと内発的動機が重要であることに必ず留意する。

- スマート信号の制御（公共交通/交通量の多い方向を優先等）
- 科学警察や民間企業のカメラを使用した交通データ収集
- 携帯電話の GPS/CDR データの収集・分析
- 車載 GPS データの収集・分析、ロードプライシングへの活用
- 道路標識の制御及び可変メッセージ表示装置（VMS）での交通情報広報
- 駐車場の管理
- 公共交通の利用者のデータ収集・分析（例：IC カードデータの活用）
- 道路交通量を加味した公共交通のルート・ダイヤ検討
- 交通需要分析・予測
- 公共交通を含めた移動の最適化、温室効果ガス排出削減量算出
- 空気汚染対策

さらに、本調査の中で、提案された機能のうち特にニーズが高く、事業化の可能性が高いものについて、概念実証（PoC）を行い、導入・運用上の課題を洗い出すとともに、先方への JICA 事業提案に活用する。PoC の事業選定にあたっては、AMUGA が所有する既存データがどの程度活用できるかも考慮に入れる。

#### （４）スマート信号及び交通データ利活用システムの検討にかかる SDUGA、SDUGA2 との連携

JICA の支援する SDUGA の中で、2030 年の都市交通マスタープランが策定され、2016 年に議会承認された。また後継案件の SDUGA2（2021 年 6 月～2024 年 5 月）の中で、2040 年に向けた都市交通マスタープランのアップデートを行っており、交通渋滞予測や優先交差点改良箇所についても検討を進めている。スマート信号の検討にあたっては、SDUGA2 の優先交差点改良箇所を有力な導入候補地とし、交差点改良と併せたスマート信号導入による事業効果（地域の交通環境及び住民の生活環境の改善、渋滞解消と輸送コストや所要時間の軽減、これらによるアビジャン市の物流改善等）を十分に確認することが求められる。

また、SDUGA2 の中で、アビジャン市内数か所にカメラを設置し、車種別の交通量を自動で収集するパイロットプロジェクトが検討されており、同取組もスマート信号（カメラから取得した交通データをもとに信号を自動制御する等）及び交通データ利活用システムに繋げることが望まれる。

スマート信号及び交通データ利活用システムの検討にあたっては、SDUGA2 のコンサルタントとも連携し、SDUGA や SDUGA2 の検討内容を十分に反映すること。なお、必要に応じて JICA が同コンサルタントとの協議の場を設定し、連携を支援する。

#### (5) 優先プロジェクトの選定

(1) のロードマップに基づき事業を提案する。JICA は、緊急度・成熟度が高い案件や、コートジボワール側が早期の実施を強く要望する案件については、可能な限り早い段階で案件化に向けた検討を行い、その後、必要に応じて協力準備調査を行い、迅速な案件形成を目指すことを想定している。支援スキームは有償資金協力を必ず含めることとするが、無償、技協、民間連携事業の組み合わせによる複数の支援を検討することを排除しない。

#### (6) 先方政府実施機関、関係ドナーとの十分なコミュニケーション

アビジャン市のスマートシティ及び都市交通にかかる計画、他事業の進捗等について、先方政府に十分な聞き取り調査を実施し、収集した情報に基づいた支援方針の検討を先方政府と協働で実施すること。特に、先方政府の実施機関・関連機関・関連ドナー・民間企業等が多岐に渡ることから、実施機関のみならず窓口機関・関連機関・関連ステークホルダーからの十分な聞き取り調査を行うこと。

#### (7) 本邦技術を活用した案件形成に向けた提案

2023 年 6 月にコートジボワールで実施された ITS セミナー（主催：JICA、AMUGA）に参加した企業を中心に、本邦の信号メーカー、及び交通データ収集・利活用の技術を有する企業の関心・参入可能性についての情報収集を行い、コートジボワール・日本双方の関係者の関心を踏まえ、本邦技術を活用した JICA 事業を提案する<sup>3</sup>。

## 第 5 条 調査の内容

以下に想定される業務を効率的かつ効果的に実施する。

### 【第一回国内作業：2023 年 11 月上旬～11 月中旬】

#### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成・説明・協議

既存の関連資料・情報・データをレビューの上、整理、分析し、調査実施にかかる基本方針、方法、項目と内容、実施体制、工程、手順を検討する。これらを踏まえたインセプション・レポートを作成し、JICA コートジボワール事務所の了承を得る。

<sup>3</sup> 当該分野（スマート信号、交通データ収集・利活用）において、現時点で活用可能性があると考えられる具体的な本邦技術について、同技術を保有する企業、技術の概要・特徴、導入事例等と併せてプロポーザルにて提案すること。



また、調査実施体制及びインセプション・レポートの説明・協議を先方窓口機関、関係機関と行い、基本的な了解を得る。

(2) アビジャンのスマートシティ・都市交通にかかる政府開発戦略と計画等の情報収集と整理

国家開発計画（PND2021-2025）、SDUGA、SDUGA2（中間報告書）、AMUGA のロードマップ 2023-2025 といった、各戦略文書等のレビューを行うとともに、ITS 課題別研修のフォローアップの一環として、2023 年 3 月に実施された調査の結果（ITS 課題別研修フォローアップ活動現地調査結果報告（速報版）参照）を踏まえて、スマートシティ及び都市交通にかかる今後の計画や関連事業の実施状況について情報収集し、整理する。また、SDUGA2 の交通分野のコンサルタントと協議を行い、交通調査、需要予測、優先交差点改良箇所等の検討の結果、及び関連データを可能な限り収集・整理する。

(3) スマートシティ、交通データ収集・利活用システムにかかる事例の収集、本邦企業の関心・参入可能性の整理

国内外のスマートシティ（特に複数分野のデータ連携）、交通データ収集・利活用システムにかかる事例を収集・整理する。また、2023 年 6 月の ITS セミナーに参画した企業を中心に、本邦の信号メーカー、及び交通データ収集・利活用の技術を有する企業 10 社程度の関心・参入可能性についての情報収集を行う。

【第一回現地作業：2023 年 11 月中旬～2023 年 12 月中旬】

【第二回国内作業：2023 年 12 月下旬～2024 年 1 月上旬】

【第二回現地作業：2024 年 1 月中旬～2024 年 2 月中旬】

(4) 現場確認による課題の整理と他ドナー・他国企業の関連事業の最新情報の確認

コートジボワールのスマートシティ（特に複数分野のデータ連携）に関わる機関に対して、本調査の目的、手法、スケジュール等の説明を行い、先方の計画や関連する事業の進捗、課題を情報収集・整理する。また、スマートシティに関わる既存のデータ（交通、廃棄物処理、保健・医療、物流、社会保障等）をどのような機関が保有し、管理・運用しているか、ヒアリングを行い整理する。

また、特に交通分野の機関に対しては、本調査の目的、手法、スケジュール、関連する本邦技術・事例等の説明を行った後、スマート信号導入・交差点改良箇所、交通データ収集・利活用システムの機能のニーズ等についても意見交換を行い、さらに都市交通（特に信号と交通データ収集・利活用）に関連する他ドナー・他国企業の事業について、詳細に最新の情報を収集し、整理する

さらに、以下の項目について現場確認を行い、現状を把握する。

- スマート信号導入・交差点改良の候補地（渋滞発生箇所）
- 公共交通の利用形態
- 政府による既存の交通データの収集・活用方法
- 民間で提供している交通関連データ
- コートジボワール側が保有する管制センター
- その他、関連事業のサイト

なお、科学警察や民間企業の設置するカメラについては、交通データ収集・信号制御への流用の可能性も踏まえ、設置位置、適用規格、機器仕様についても確認する。

#### （５） 都市交通の将来ビジョン、課題整理と活用技術及びデータの検討

これまでの情報収集に基づき、アビジャンの都市交通の将来ビジョン、課題を整理する。整理した将来ビジョンの実現、課題解決に資する技術とデータを検討し、必要に応じて同データを保有する主体に対して、利用可能性にかかる意見交換を行う。データを新しく入手することが必要な場合は、目的に照らして、付与する属性（性別、年代等）、入手方法、入手にあたっての課題も検討・整理する。

#### （６） 交通データ収集・利活用システム（信号制御含む）の検討

アビジャンの交通渋滞の削減と公共交通利用促進を目指すための交通データ収集・利活用システムについて、関連事業の動向やデータの利用可能性も踏まえ、以下の事項を検討する。

- 収集するデータ、収集方法
- 収集したデータの活用方法・ユースケース
- システムの構成
- システムの運用形態（運用者・運用方法等）

#### （７） なお、収集したデータの活用方法の1つとして、スマート信号の制御を含むことを検討する。また、システムの構成については、既にAMUGAが保有している機材を踏まえ、それを最大限活かす方向で検討すること。さらに、システムの運用形態の検討にあたっては、大アビジャン圏モビリティ観測所コミュニティ（COM-GA）の憲章案（AMGUA、2023年）を参照すること。都市OSの検討

上記交通データ収集・利活用システムを発展させたものとして、交通データだけではなく、他分野（特に廃棄物処理、保健・医療、物流、社会保障等）のデータも併せて蓄

積・連携させることで、都市課題を解決し、新たな価値を生み出すことを図る都市 OS について、以下の事項を検討する。

- ・ 収集するデータ、収集方法
- ・ 収集したデータの活用方法・ユースケース
- ・ システムの構成
- ・ システムの運用形態（運用者・運用方法等）

先行事例を踏まえて機能を提案するだけでなく、アビジャンの課題に照らして、交通データ収集・利活用システムで収集したデータをどのように他分野に活用できるか、という観点で検討を行う。

#### （８） ロードマップの作成

都市 OS、交通データ収集・利活用システムの実現に向けて、一貫したロードマップを作成する。各段階の各システムの所有（実施）機関、必要な省庁間の連携・法整備（データセキュリティ・コンセンサス含む）、他の開発パートナーが行っている類似の協力の概要、データ基盤・プラットフォームの詳細・導入計画のタイムライン・データの共有状況・フォーマット、また必要な機材、ファイナンス（収益化含む）の方法等についても、ロードマップに盛り込むこと。既存のデータ状況、その所有者を踏まえて、将来の各段階でどの主体がデータ統合を行うべきか、検討を行う。

#### （９） 事業の提案

上記ロードマップに基づき、実施機関の意向、関連事業の実施状況、本邦技術活用の可能性等を総合的に勘案し、実現可能性の高い事業を提案する。

#### （１０） 概念実証（PoC）の実施

提案した JICA 事業に関連する概念実証（PoC）を行い、導入・運用上の課題を洗い出すとともに、先方への JICA 事業提案に活用する。JICA コートジボワール事務所、及び先方実施機関に PoC の計画書を提出の上協議し、これらの同意を得てから実施するものとする。なお、この業務の実施は現地再委託を可とする。

#### （１１） ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明、協議

上記の結果をとりまとめの上、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA コートジボワール事務所に説明、協議の上、了解を得る。その上で、同ドラフトをコートジボワール側機関へ説明、協議する。

【第三回国内作業：2024 年 2 月中旬～2024 年 2 月下旬】

#### （１２） 案件化に向けた情報の整理

(9) で提案された JICA 事業について、事業スコープ、概算額、暫定的な運用効果指標（指標、基準値／目標値）、今後の検討のスケジュール、JICA にて検討すべき課題の整理を行う。

### (13) ファイナル・レポートの作成

これまで実施された本調査のすべての結果を取りまとめの上、ファイナル・レポートを作成し、JICA コートジボワール事務所に説明、協議の上、了解を得る。また、同レポートの結果をコートジボワール側機関へオンラインで説明する。

## 第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「ファイナル・レポート（和文、仏文）」とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について、了承を取るものとする。なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

### (1) 報告書

#### 1) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与内容等

提出期限：契約締結後 15 日以内

部数：和文 4 部（全て簡易製本）（JICA）、仏文 8 部（全て簡易製本）（コートジボワール側関係機関）

電子データ：PDF 形式、ワード形式

#### 2) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：本調査の背景、既存情報の収集・整理や現地踏査の情報収集・分析・検討の結果、案件化に向けた支援シナリオ（案）の概要、画像集等（本調査成果の要約を含む。最終結果が確定していない情報については、その旨を明記する）

提出期限：2024 年 2 月 9 日

部数：和文 4 部（全て簡易製本）（JICA）、仏文 8 部（全て簡易製本）（コートジボワール側関係機関）

電子データ：PDF 形式、ワード形式

#### 3) ファイナル・レポート (F/R)

記載事項：調査の全体成果（要約を含む。本業務にて収集した全資料を添付する。前述 2）のドラフト・ファイナル・レポートに対するコートジボワール側のコメントを反映したもの）

提出期限：2024 年 2 月 29 日（契約履行期間の末日）

部数：和文 10 部（製本 2 部、簡易製本 8 部）（JICA）、仏文 10 部（製本 2 部、簡易製本 8 部）（コートジボワール側関係機関）

：和文・仏文の PDF とワードを格納した CD-R を 2 枚

## （2） その他提出物

以下の提出物を電子化して JICA コートジボワール事務所に提出する。

### 1) 議事録

コンサルタントと窓口機関及び関連機関との間で行われる調整会議、各報告書の説明・協議の内容を JICA コートジボワール事務所が確認するため、コンサルタントはこれらに係る議事録等を作成し JICA コートジボワール事務所に速やかに提出する。また、JICA コートジボワール事務所及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA コートジボワール事務所に提出すること。JICA コートジボワール事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5 日程度前までに配布資料を JICA コートジボワール事務所に提出すること。

### 2) 活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日までに JICA コートジボワール事務所に提出する。

### 3) 収集資料

4) 本調査を通じて収集した資料及びデータは月毎に整理し、収集資料リストを付したうえで毎月メールで JICA コートジボワール事務所へ提出する。画像集

本調査を通じて提案する内容に基づき、コンサルタントは、対象地域の現状と課題、事業実施の必要性及び想定される成果を一般的にわかりやすく説明できるような画像資料（対象位置図、システム構成図含む）を、現地撮影や Google Earth、CG 等の立体視できる素材を組み合わせて作成し、ドラフト・ファイナル・レポートの提出時に合わせて JICA に提出する。

### 5) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICA コートジボワール事務所が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

### (3) 成果品の仕様

インセプション・レポート及びドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本する。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号などの統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する仏文、和文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブ・スピーカーによる仏文校閲を受けること。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	都市OSの将来像検討にあたって参照する国内外のスマートシティの事例	第4条(2)都市OSのイメージ(第5条(7)も参照のこと)
2	信号・交通データ収集・利活用システムに関して活用可能な本邦技術	第4条(7)本邦技術を活用した案件形成に向けた提案(第4条(3)及び第5条(8)も参照のこと)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：スマートシティ、ITSにかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙2「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／都市OS

➤ 都市交通

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.5 人月



## 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

### 【業務主任者（業務主任者／都市 OS）】

- ① 類似業務経験の分野：スマートシティ調査、都市データ利活用にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語（仏語が出来ることが望ましい）

### 【業務従事者：都市交通】

- ① 類似業務経験の分野：都市交通、信号、交通データ収集・利活用にかかる調査
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2023年11月～2024年2月

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 10.0 月（現地：7.0 人月、国内：3.0 人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/都市 OS（2号）
- ② 都市交通（3号）
- ③ 高度道路交通システム（ITS）
- ④ システム構成
- ⑤ 組織・制度

#### 3) 渡航回数を目途 全7回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 概念実証（PoC）の実施

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- ①コートジボワール国家開発計画 2021-2025
- ②大アビジャン圏都市開発マスタープラン実施促進プロジェクト（SDUGA2）プログレス・レポート2（JICA、2023年）
- ③AMUGA ロードマップ 2023-2025（AMUGA、2023年）
- ④ITS 課題別研修フォローアップ活動現地調査結果報告（速報版）（JICA、2023年）
- ⑤運賃の統合システムと運行・旅客情報システムを含むアビジャン公共交通システムの相互運用性調査—成果物3 相互運用憲章（世界銀行・フランス開発庁、2023年）
- ⑥大アビジャン圏モビリティ観測所コミュニティ（COM-GA）の憲章案（AMGUA、2023年）

２）公開資料

- 大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト（SDUGA）ファイナル・レポート（JICA、2015年）英文・仏文・和文要約  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000020086>  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000020087>  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000020088>  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000020089>  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000020091>  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000020092>  
[https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_515\\_12230587.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_515_12230587.html)
- 全世界スマートシティアプローチの適用性に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート（JICA、2022年）  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000047657>

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無

2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### （6）安全管理

現地業務に先立ち「JICA 安全対策措置」を十分に確認し、渡航前に必要な事前準備を行ってください。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録（3 か月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出）してください。JICA ホームページ上の「安全対策研修・訓練」を確認し、JICA 安全対策研修を受講してください。

渡航計画を JICA に提出し、現地作業期間中は安全管理に十分注意してください。コートジボワールへの渡航前には、コートジボワール事務所による渡航承認が必要となります。渡航承認申請・届出のメール件名冒頭に【渡航承認申請】と記載の上、渡航の 5 営業日前までにコートジボワール事務所への承認依頼をお願いします。その際、「安全管理情報提供シート」「緊急時連絡先」「保険証券（写）」を必ず添付ください。宿泊先は、原則としてコートジボワール事務所指定のホテル（安全確認済み）に限定します。指定ホテルについては、コートジボワール事務所を確認ください。深夜（22 時～翌 5 時）の外出は禁止します。業務上の活動は、原則として 20 時までに終了するよう計画を立ててください。また、常に携帯電話を携行し、連絡がとれる体制をとってください。

アビジャン以外の地域への業務出張は、渡航後別途コートジボワール事務所による承認が必要となります。遅くとも 3 営業日前まで（日帰りの場合は前営業日前まで）に、コートジボワール事務所に、出張者、滞在日程、連絡先、滞在先を明記し、移動申請を行ってください。日没後の都市間移動は禁止します。特に地方都市発着の場合、日の出前や日没後の移動が生じないように、余裕を持った計画を立ててください。

現地の最新の治安状況、移動手段等については、コートジボワール事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を得るよう留意してください。

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

### **【上限額】**

**47,124,000円（税抜）**

なお、定額計上分 2,500,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザ

ル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

### (4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述（4）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料翻訳費		500,000円	仏文資料の翻訳	一般業務費
2	概念実証（PoC）の実施	「第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容（10）」	2,000,000円		再委託

		概念実証 (PoC) の実施」			
--	--	-----------------	--	--	--

(6) 見積価格について、

各費目にて合計額 (税抜き) で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7) 旅費 (航空賃) について

参考まで、JICA の標準渡航経路 (キャリア) を以下のとおり提示します。なお、提示している経路 (キャリア) 以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒アビジャン (エミレーツ航空)

(8) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。

競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(10) その他留意事項

コートジボワール国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 15,500 円 / 泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の遞減は適用しません。

別紙 2 : プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
	<b>( 34 )</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
業務主任者の経験・能力: 業務主任者/都市 OS	<b>( 34 )</b>	<b>( 13 )</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇〇〇	<b>( - )</b>	<b>( 13 )</b>
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
業務管理体制、プレゼンテーション	<b>( )</b>	<b>( 8 )</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		-
イ) 業務管理体制	-	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力: 都市交通</b>	<b>( 16 )</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	